

改正

昭和51年10月30日 条例第44号

昭和57年 3 月27日 条例第 1 号

昭和61年 3 月27日 条例第 1 号

平成10年 3 月24日 条例第26号

平成12年 3 月23日 条例第38号

川口市都市計画審議会条例

(設置)

第 1 条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の2第1項の規定に基づき、川口市都市計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 審議会は、次に掲げる者につき、市長が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者 4 人以内
- (2) 市議会議員 5 人以内
- (3) 市民 6 人以内

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(臨時委員及び専門委員)

第 3 条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、市長が委嘱する。

4 臨時委員は当該特別の事項に関する調査審議が終了したときに、専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときに、それぞれ解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に、会長及び副会長を置き、会長は学識経験者につき委嘱された委員のうちから委員の選挙により、副会長は委員の互選により、それぞれこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員及び議案に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議案に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(常務委員会)

第6条 審議会は、その権限に属する事項で軽易なものを処理するため必要があるときは、常務委員会を置くことができる。

(幹事)

第7条 審議会に、幹事若干人を置き、市長が市職員のうちから任命する。

2 幹事は、審議会の所掌事務について会長、副会長及び委員並びに臨時委員及び専門委員を補佐する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、都市計画部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和51年10月30日条例第44号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和57年3月27日条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則 (昭和61年3月27日条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年3月24日条例第26号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月23日条例第38号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。